下記のとおり懲戒処分等を行いましたので公表します。

記

１　教育委員会の懲戒処分

被処分者の所属・職位	教育委員会商業高等学校　教諭	年齢	４０代
処分年月日	令和８年１１月４日		
処分量定	停職１月		
事案の概要	当人は、令和６年１１月から令和８年８月までの間、休暇の取得に際し、必要な書類を改ざんし、虚偽の申請を行い、延べ４８時間３０分の休暇を不正取得した。		

２　市長部局の懲戒処分

被処分者の所属・職位	健康医療部健康増進課　主事	年齢	２０代
処分年月日	令和８年１１月５日		
処分量定	停職２月		
事案の概要	当人は、令和４年１２月、令和５年１月及び令和７年５月から令和８年５月までの間、休暇の申請を行わず、延べ１２９時間３０分正当な理由なく欠勤し、本来遂行すべき職務を怠った。		

※ なお、今回の事案の管理監督に係る処分として、管理監督者５名に文書訓告の措置を同日付で行っております。